

## 新 旧 対 照 表

第3 「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>法第37条《必要経費》関係</b></p> <p><b>(林地賦課金)</b></p> <p><b>37-33</b> <u>国立研究開発法人森林研究・整備機構法</u>（平成11年法律第198号）附則第7条第3項及び第8条第3項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）の施行後もなおその効力を有するものとされる廃止前の独立行政法人緑資源機構法第21条第1項《賦課金》の規定により受益者が賦課徴収される賦課金（以下37-36までにおいて「受益者が賦課徴収される賦課金」という。）のうち、……。</p>	<p style="text-align: center;"><b>法第37条《必要経費》関係</b></p> <p><b>(林地賦課金)</b></p> <p><b>37-33</b> <u>国立研究開発法人森林総合研究所法</u>（平成11年法律第198号）附則第7条第3項及び第9条第3項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）の施行後もなおその効力を有するものとされる廃止前の独立行政法人緑資源機構法第21条第1項《賦課金》の規定により受益者が賦課徴収される賦課金（以下37-36までにおいて「受益者が賦課徴収される賦課金」という。）のうち、……。</p>